

## 税務課からのお知らせ

### 固定資産縦覧帳簿 (土地・家屋)の縦覧

令和2年度の固定資産の価格(評価額)を次のとおり縦覧に供します。

期間 4月1日(水)～30日(木)  
(土、日、祝日は除く)

午前9時～午後5時

場所 市役所1階 税務課固定資産税係

縦覧できる方 固定資産税の納税者または代理人

持参物 本人確認ができる公的証明書(免許証、保険証等)と印鑑。代理人の場合は委任状も必要です。

手数料 縦覧帳簿の縦覧は無料。また、名寄帳(ご自身が納税義務者となっている資産の一覧表)の閲覧についても縦覧期間中は手数料が無料となります。

問い合わせは 税務課固定資産税担当(☎22-11114)へ

令和2年度固定資産評価証明書等の発行予定日

▼固定資産評価証明書

4月1日(水)～

▼固定資産公課証明書

4月6日(月)～

※証明書申請時に本人確認を実施していますので、公的証

明書(免許証、保険証等)をご持参ください。

問い合わせは 税務課庶務係(☎22-11114)へ

## 「ふるさとづくり基金」

ふるさとづくり基金を活用し自らの手で魅力あるまちづくりを進めてみませんか。

助成対象 次の2種類があります。

▼市の活性化および地域の振興につながる営利を目的としない市民の自発的な活動(地域イベント・文化活動・スポーツ行事等)を行う団体への助成

▼海外視察研修(本市に2年以上在住し年齢が満10歳から49歳までの方で、視察研修の体験が地域づくりの実践につながると考えられる方)申請方法および交付の決定

助成を希望される方は、定住促進課備え付けの申請書に必要事項を記入の上、6月30日(火)までに提出してください。助成の選考と金額など詳細は基金運営委員会の審議を経て決定します。

問い合わせは 市民生活課市民活動支援室(☎22-18952)へ

## 阿南西部高齢者お世話センター 移転のお知らせ

高齢者お世話センターは、高齢者の皆さまが住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、さまざまな支援を行っています。

この度、委託先法人の変更に伴い、大野・長生・加茂谷の各地域を担当する阿南西部高齢者お世話センターが、4月1日(水)をもって移転することとなりました。

担当地域にお住まいの皆さまにはご不便をお掛けしますが、ご理解の程よろしく申し上げます。

移転先住所 羽ノ浦町中庄大知淵8番地1  
(ケアハウス健祥会アンダルシア内)

電話番号 44-6836

問い合わせは 介護・ながいき課  
(☎22-1793)へ

## JR牟岐線 ダイヤ改正のお知らせ

3月14日にJR四国のダイヤが改正されました。JR牟岐線 阿南駅～徳島駅間の日中時間帯(市内各駅を9:00～18:30に発車)の列車は、30分間隔で運行する便利なパターンダイヤになっています。詳細の駅時刻表は、下記のアドレスもしくは2次元コードにてご確認ください。

JR四国ホームページ

[http://www.jr-shikoku.co.jp/01\\_trainbus/jikoku/index.html](http://www.jr-shikoku.co.jp/01_trainbus/jikoku/index.html)



問い合わせは

JR四国電話案内センター(☎0570-00-4592)へ  
※8:00～20:00(年中無休) 通話料がかかります。

## 年金相談コーナー



**Q** 20歳の学生ですが、収入がないので、国民年金の保険料を支払うことができません。どうしたらよいのでしょうか。

**A** 所得の少ない学生が申請し、承認されることで、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

学生の方で、納められないからといってそのままにしておくと、将来年金を受給できなくなる恐れがありますので、納付が難しい場合は学生納付特例を申請してください。申請には、年金手帳、学生証の写しまたは在学証明書、印鑑、来庁者の本人確認書類、ご本人以外が手続きされる場合は委任状が必要です。

また、学生納付特例が一度承認されると翌年度以降、在学期間中は毎年4月頃に、はがき形式の学生納付特例申請書が日本年金機構から送付されますので、必要事項を記入の上、返送してください。

問い合わせは 保険年金課(☎22-11118)へ

## 会計年度任用職員 (ごみ収集作業)を募集

本年6月から9月に環境管理事務所において勤務する職員を募集します。  
応募資格 平成14年6月1日以前に生まれた方  
給与 月額9020円。通勤手当(規定あり)  
勤務時間 原則として月曜日～金曜日の午前7時30分～午後4時(休憩60分)  
採用予定 10人程度  
応募方法 履歴書(市販のもの)

のに自筆、写真貼付)を生活環境課へ提出してください。募集案内は、申込期間中に生活環境課で配布します。

応募期間 4月2日(木)～24日(金)の午前8時～午後4時(土、日曜日は除く)  
選考日 5月15日(金)  
選考内容 面接、体力テスト  
場所 環境管理事務所  
※記載された個人情報等は目的以外に使用しません。  
問い合わせは 生活環境課 (☎22-0001)へ

## 広報あなん動画版 「阿南の魅力を再発見」 ～Discovery Anan Project～

市政について広報番組を制作し、ケーブルテレビ11ch(ケーブルテレビあなん、県南てれび)やYouTubeで放映しています。



観光PR番組「阿南の魅力を再発見」～Discovery Anan Project～を放映。蒲生田岬、北の脇海岸、明谷梅林令和園など、市内の観光スポットをドローンなどを使った美しい映像でご紹介します。ぜひ、ご覧ください。  
問い合わせは 秘書広報課 (☎22-1110)へ

## 4月から 弔電を廃止します

これまで、亡くなられた市民のご遺族の方へ市長名でお悔やみ電報を送っていました。が、4月から廃止します。

これに代わり、4月から死亡届等の手続きの際に、弔意を示す弔文をお渡しします。

問い合わせは 秘書広報課 (☎22-1110)へ

## 第11回特別弔慰金の 請求手続きを受け付けます

請求できる方 令和2年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない戦没者等の子、兄弟姉妹または三親等内の親族(ただし、一定の要件を満たす必要あり)  
支給内容 総額25万円(5年償還(年額5万円)の国債)  
請求期間 4月1日(水)～令和5年3月31日(金)  
事前予約 書類手続きについては、事前に電話予約をお願いします。  
問い合わせは 市民生活課 (☎22-1116)へ

## 人権教育・啓発

### 阿南市における人権教育および人権啓発に係る調査および研究に関する活動費補助金について

同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決のために行う人権教育・啓発に係る調査・研究活動に対し補助をすることにより、市民が自ら学び、差別をなくす実践につながることを目的とします。

申請期間 4月1日(水)～30日(木)  
※補助金の交付対象、申請方法、補助対象経費、補助金額等についてはお問い合わせください。

### 第1回阿南市人権教育・啓発市民講座

日時 4月28日(火) 14:00～15:30  
場所 文化会館1階 視聴覚室  
演題 子どもの自己肯定感を育てるために大人ができること  
講師 阿南市人権教育・啓発講師団講師 阿部和代さん  
※手話通訳あり、託児あり(10カ月から8歳まで。4月20日(月)までに要申込)  
※新型コロナウイルス感染拡大状況により、中止となる場合があります。  
問い合わせは 人権・男女参画課(☎22-3094)へ

## パートナーシップセミナー 男性料理教室(前期)参加者募集

男女が共にいきいきと生活できる男女共同参画社会を実現するためには、まず家庭から。男性の皆さん、簡単な料理から楽しく学んでみませんか。

日程 5月13日(水)、26日(水)、6月5日(金)、26日(金)、7月8日(水)、21日(水)  
10:00～13:00

場所 ひまわり会館3階 グルメルーム

定員 30人(先着順)

参加費 1回500円(材料費として当日集金)  
申込方法 住所、氏名、年齢、電話番号を記入の上、電話、ファクスまたははがきでお申し込みください。

申込期間 4月1日(水)～15日(水)(当日消印有効)  
※いただいた個人情報は目的以外に使用しません。

### 申し込み・問い合わせは

〒774-8501 富岡町トノ町12番地3  
男女共同参画室  
(☎22-7401・FAX22-4785)へ

## 阿南市総合計画審議会等の委員を募集します

総合的かつ計画的な市政運営を図るための「(仮称)第6次阿南市総合計画」および人口減少の抑制や地方創生を実現するための「第2期阿南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するにあたり、広く市民の意見等を取り入れるため委員を募集します。

任期 委嘱の日から令和3年3月31日まで

対象 市内在住または通勤・通学する18歳以上で、本市の将来のまちづくりに関心のある方で、国・地方公共団体の議員および常勤公務員でない方

役割 総合計画の策定等に関する審議など(平日に会議を5回程度開催予定)

募集人員 5人程度

応募方法 「人口減少社会を見据えた本市のまちづくりについて」をテーマに800字程度にまとめ、応募用紙に住所、氏名、年齢、電話番号、職業および勤務先名(会社名)を書いて、企画政策課窓口(〒774-8501)に持参または郵送、電子メールで提出してください。電子メールで提出する場合は、件名を「阿南市総合計画審議会委員応募」としてください。

応募用紙は、企画政策課窓口および各住民センター、公民館に設置しているほか、市ホームページからダウンロードしていただけます。

なお、募集の際にご提出いただいた書類はお返しできません。

また、応募に係る費用は本人負担とさせていただきますのでご了承ください。

応募期間 4月1日(水)～30日(水)(当日消印有効)

※土、日、祝日の窓口受付はしていません。

選考方法 「阿南市総合計画審議会の公募による委員選考実施要領」に基づき、応募書類により審査します。選考結果は、5月中旬に郵送でお知らせします。

申し込み・問い合わせは 〒774-8501 富岡町トノ町12番地3 企画政策課(☎22-3429)へ  
e-mail:kikaku@anan.i-tokushima.jp

## 不法投棄はやめましょう!

### 不法投棄とは

廃棄物を適正に処理せず、みだりに道路や山林、空き地等に捨ててしまう犯罪であり、法律で禁止されています。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物を投棄した場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰則に処せられ、またこれを併科されます。

### 占有者(管理者)の責任

土地の占有者(占有者がいない場合は管理者)の方は、不法投棄されないよう、適切な管理を心がける必要があります。不法投棄は犯罪であり、法律で禁止されていますが、投棄した者が見つからなければ、占有者(管理者)の責任によって自ら処分をしなければなりません。不法投棄を放置すると、さらなる不法投棄を誘発し、良好な生活環

境を阻害する恐れがありますので、土地の占有者(管理者)の方は、日頃から不法投棄への防止策を講じておきましょう。

### 不法投棄を見つけたら

不法投棄を見つけたら通報をお願いします。不法投棄が行われているところを目撃した場合は、危険を伴う恐れがありますので、直ちに警察に通報してください。

### 不法投棄防止対策

阿南市ではごみを捨てられにくい環境づくりを支援するため、不法投棄防止看板や犬フン被害防止看板を環境保全課で無料提供しています。また、地域で十分注意を払い、見回りを行うなど、地域全体で「不法投棄を許さないまち」をつくりましょう。

問い合わせは 環境保全課(☎22-3413)へ

## 【後期高齢者医療制度】保険料のお知らせ

後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに改定を行うことになっており、令和2年度および令和3年度の保険料率（均等割額・所得割率）が決定しました。

また、制度の見直しや政令改正により、保険料の上限額や被保険者均等割額の軽減を改定していますので内容をご確認ください。

◆**保険料の計算方法**…均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。

保険料 (上限は64万円)	=	均等割額 (被保険者全員が等しく負担)  55,000円	+	所得割額 (被保険者が所得に応じて負担)  (総所得金額等－33万円) × 所得割率10.28%
------------------	---	---------------------------------------	---	--

※年間保険料額は、前年の所得確定後、8月に保険料額と納付方法を記載した通知をお送りします。

◆**保険料の軽減**…所得の低い方および被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった方は、令和2年度は次のとおり保険料が軽減されます。

◇**均等割額の軽減**…世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない (年金収入80万円以下)	7割
33万円以下	7.75割
33万円＋(28万5,000円×被保険者数)以下	5割
33万円＋(52万円×被保険者数)以下	2割

◇**被用者保険の被扶養者であった場合の軽減**

後期高齢者医療制度加入の前日まで、被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者となっていた方が対象となります。

均等割額の軽減される期間は、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年間となります。

なお、所得の低い方に対する均等割額の軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の割合が軽減されます。

均等割額	所得割額
5割軽減（後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年間）	負担なし

◆**保険料の納め方**…原則として年金天引き（特別徴収）となります。ただし、年金額が年額18万未満の方や介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替により納付してください。また、口座振替での納付を希望される場合は、手続きが必要ですので、くわしくはお問い合わせください。

問い合わせは 保険年金課（☎22-8064）へ

## 住宅リフォーム等支援のお知らせ

### あなんぐらし支援事業

市内に本店または支店等の事業所がある施工業者に依頼して行うリフォームの一部（上限15万円）を補助します。

**予定戸数** 90戸

移住者には上限15万円、空家利用には上限35万円の加算があります。

**申請開始日・受付方法** 4月1日(火)から80戸を先着順で受け付け、80戸を超えた分については、抽選枠として受け付けます。抽選受付は、7月末までとし、発表は8月中旬に市ホームページおよび本人宛通知にてお知らせします。

### 耐震診断

**要件** 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅

**自己負担額** 3,000円

### 耐震改修支援事業

**補助上限** 100万円

### 耐震シェルター設置支援事業

**補助上限** 80万円 **予定戸数** 3戸（先着）

### 住まいのスマート化支援事業

**要件** 耐震改修または耐震シェルターと併せて行うスマート化工事（スマートロック設置等をともなう省エネ化・バリアフリー化工事）

**補助上限** 30万円

### 住替え支援事業

**要件** 昭和三十五年5月31日以前に着工かつ耐震診断評価が0.7未満と判定され、居住する住宅の全てを除却する工事等

**補助上限** 30万円

**予定戸数** 20戸（先着）

※くわしくは、市ホームページをご覧ください、お問い合わせください。

※右の2次元コードから市ホームページをご利用いただけます。



問い合わせは 住宅課（☎22-3431）へ

## 水道課からのお知らせ

### 水道メーターの交換

水道メーターは、正確な計量・検針ができるよう計量法に基づき有効期間が定められています。そのため、有効期間満了前に交換作業を毎年実施しています。ご協力をお願いします。

**交換予定地区** 富岡地区、津乃峰町、羽ノ浦町

**交換予定期間** 5月～令和3年2月

交換する際は各戸に事前に通知します。

### 水道メーターの検針

毎月1回、水道ご使用中のお客さまのご家庭や会社等に訪問して、水道メーターの検針を行っています。スムーズな検針が行えるよう、ご協力をお願いします。

▶水道メーターは、いつも見やすくしておいてください。

▶メーターボックスの上に物を置かないようにしてください。

▶メーターボックスの上に車など駐車しないようにしてください。

▶犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離れた場所につないでおいてください。

▶家屋等の増改築時、メーターボックスが屋内や見えにくい位置にならないよう気をつけてください。**(水道メーターの移設等にかかる費用は、お客さまのご負担となります。)**

お問い合わせは 阿南市水道料金お客様センター（水道課内☎22-0587）へ

## かもだ岬温泉保養施設 臨時休業のお知らせ

かもだ岬温泉保養施設は、臨時休業中です。

営業再開時期については、決まり次第に当施設ホームページおよび市ホームページでお知らせします。



問い合わせは かもだ岬温泉保養施設（☎21-3030）へ

## 手話奉仕員養成講座受講者募集

聴覚障がいがある方の社会参加促進を目的に、コミュニケーションを円滑に行えるよう支援するため、手話奉仕員養成講座を実施します。

**対象** 市内在住の方でこれまでに受講されていない方

**日時** 5月12日(火)～10月13日(火)の毎週火曜日  
19:00～20:40

**場所** ひまわり会館 21世紀室

**内容** 入門課程講習（講義3回、実技19回）

**受講料** 無料（テキスト代は必要）

**定員** 30人（先着順）

**申込方法** 電話または福祉課窓口にて4月24日(金)までにお申し込みください。

**申し込み・問い合わせ** 福祉課（☎22-1592）へ